



発 行 新 潟 県

第 73 号

平成30年9月18日

毎週火 (祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1011 新潟県議会9月定例会の招集(政策課)
- 1012 救急病院等の指定(医務薬事課)
- 1013 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更(食品・流通課)
- 1014 道路の区域変更(道路管理課)
- 1015 道路の供用開始(道路管理課)

公 告

大規模小売店舗の変更(商業・地場産業振興課) 大規模小売店舗の変更(商業・地場産業振興課)

病院局公告

一般競争入札の実施 (病院局経営企画課)

公安委員会告示

109 警備員指導教育責任者講習の実施(生活安全企画課)

告 示

◎新潟県告示第1011号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、新潟県議会9月定例会を平成30年9月25日午後1時新潟県議会議場に招集する。

平成30年9月18日

新潟県知事 花角 英世

◎新潟県告示第1012号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条に規定する救急病院である。 平成30年9月18日

新潟県知事 花角 英世

- 1 名 称 新潟医療センター
- 2 所在地 新潟市西区小針3丁目27番11号
- 3 有効期間 平成30年10月1日から 平成33年9月30日まで

◎新潟県告示第1013号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

平成30年9月18日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	15004	登録年月日	7								
登録検査機関	間の名称 -	一般社団法人新潟県農産物	検査協会								
代表者氏名	代表理事会長 今井 長司										
主たる事務 所の所在地	新潟県新潟市西区山田2310番地15										
登録の区分	品位等検査										
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産大麦、国内産小麦、国内産大豆、国内産そば										
農産物検査を行う区域		農産	物材	 查	員	成	分検査業	慈務 受	委 託 先		
	氏	名 住	所	農産物の種類	証明書番号		登録検査機関 の 名 称		主たる事務所の 所 在 地		
	浪野 美紀子 岡村 博之 新潟県小千谷市高梨町2080		もみ、玄米、大豆 もみ、玄米、小麦	K1514014 K1525035							
備考	略称『 新潟県検査協会 』 平成30年9月18日 2名の登録抹消。検査員合計697名。										

澙

新

県

報

◎新潟県告示第1014号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

平成30年9月18日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 天神林上条線
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷	地	の	幅	員	延	長
加茂市大字下条字中谷地	下条字中谷地甲1695番2から		(A) 8.	4~2	20. 3.	メー	トル	436. 9メート	ル
同市大字下条字中谷地甲1	司市大字下条字中谷地甲1555番2まで		(B)6.	4~2	20. 3,	メー	トル	445.6メート	ル
		旧	8.4~	-20. 3	3メー	- トル	/	436.9メート	ル

◎新潟県告示第1015号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

平成30年9月18日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 天神林上条線
- 2 供用開始の区間

加茂市大字下条字中谷地甲1695番2から同市大字下条字中谷地甲1555番2まで

3 供用開始の期日 平成30年9月18日

公告

大規模小売店舗の変更について (公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成30年9月18日

新潟県知事 花角 英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 ウオロク緑店

所在地 新発田市緑町3丁目3番23号

設置者 株式会社ウオロク

- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) グリーンコートウオロク

(変更後) ウオロク緑店

(2) 大規模小売店舗の所在地

(変更前)発田市緑町3丁目678番地1

(変更後) 新発田市緑町3丁目3番23号

- 3 変更年月日
 - (1)及び(2) 平成30年8月20日
- 4 変更の理由
 - (1) 店舗名称を統一するため
 - (2) 住所表記を統一するため
- 5 届出年月日

平成30年9月3日

6 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業·地場産業振興課

(なお、新発田市商工振興課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

平成30年9月18日から平成31年1月18日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業·地場産業振興課 商業振興係

電 話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について (公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成30年9月18日

新潟県知事 花角 英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 五泉南ショッピングセンター

所在地 五泉市大字今泉930番地

設置者 株式会社ウオロク 他1者

- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) サムズショッピングセンター

(変更後) 五泉南ショッピングセンター

(2) 大規模小売店舗の所在地

(変更前) 五泉市大字木越字石道2000-1

(変更後) 五泉市大字今泉930番地

- 3 変更年月日
 - (1)及び(2) 平成30年8月20日
- 4 変更の理由

報

- (1) ショッピングセンターの名称を統一するため
- (2) 住所表記を統一するため
- 5 届出年月日

平成30年9月3日

6 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課 (なお、五泉市商工観光課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

平成30年9月18日から平成31年1月18日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業·地場產業振興課 商業振興係

電 話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、電気手術器について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年9月18日

新潟県立リウマチセンター院長 石川 肇

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量

電気手術器 1式

- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納入期限

平成30年12月28日 (金)

(4) 納入場所

新潟県立リウマチセンター

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
 - (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を 有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
 - (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-0054

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立リウマチセンター経営課

電話番号 0254-23-7751 内線2521

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の目から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成30年9月28日(金)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成30年10月3日(水)午前10時00分

新潟県立リウマチセンター 2階 第1会議室

- 5 その他
 - (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金 免除する。
 - (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立リウマチセンターの交付する入札説明書に基づき応札 仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の 規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす る。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないと きは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第109号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(追加取得講習)を次のとおり実施する。

平成30年9月18日

新潟県公安委員会

委員長 津野 敏江

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務に係る講習(以下「1号警備業務」という。)

- 2 実施期間及び場所
 - (1) 実施期間

平成30年10月22日(月)から平成30年10月25日(木)までの4日間の午前9時から午後5時まで

(2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2

技術士センタービルI

3 受講定員

30人

4 受講対象者

受講申込みを行う日において、受講講習の区分以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「修了証明書」という。)の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものを対象として実施する。

- (1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(受講警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(受講警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(受講警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(受講警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者

5 受講申込手続

(1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 受付期間

平成30年10月1日(月)から平成30年10月2日(火)までの各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話 電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

- (ア) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。
- (イ) 定員になり次第、受付を締め切る。
- (ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。
- (2) 受講申込書の提出等

ア 受講申込書の提出

- (1)により、事前申込みを受理された者は、受講申込書(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの)1通に必要事項を記入し、4に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。
- (ア) 資格者証又は修了証明書の写し
- (イ) 4(1)に該当する者

受講警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類(以下「警備業務従事証明書」 という。)及び履歴書

- (ウ) 4(2)に該当する者
 - 1級検定に係る合格証明書の写し
- (エ) 4(3)に該当する者
 - 2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (オ) 4(4)に該当する者
 - 旧1級検定に係る合格証の写し
- (カ) 4(5)に該当する者
 - 旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

イ 提出期間

平成30年10月15日(月)から平成30年10月16日(火)までの各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

エ 提出方法

受講者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

(3) 受講手数料

ア金額

23,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。 なお、納付した受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託

この講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

7 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター 電話番号 025-285-0110 (代表)